資料４

丹波篠山市誕生・市制２０周年記念事業
令和元年度 丹波篠山市人権啓発標語募集要項

１ 主 旨

人権に関する標語の制作を通じて、市民が人権を尊重することの大切さに関心を深めるとともに、優秀作品を人権啓発資料として活用することで、市民の人権意識の高揚を図ることを目的とする。この人権標語募集の取り組みは、人権尊重のあたたかいまちの実現に寄与するものである。

２ 主 催

丹波篠山市

３ 応募規定

（１）内 容：広く人権尊重を訴えるもので、親しみやすい内容

（２）応募資格

ア　小学１～３年生の部、小学４～６年生の部、中学生の部

丹波篠山市内の小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒

イ　高校生の部

丹波篠山市内に居住する高校生及び丹波篠山市内の高等学校に通学する高校生

ウ　一般の部

丹波篠山市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者で上記ア及びイ以外の者

（３）応募要件

ア　小学１～３年生の部、小学４～６年生の部、中学生の部

標語の応募は、ひとり１点とする。

ただし、各小中学校及び特別支援学校は、事務局が指定する作品数を提出する。作品数については、別途各小中学校及び特別支援学校へ通知する。

用紙は自由サイズ、文字数は３０字以内。学校名、学年、氏名を明記する。

イ　高校生の部、一般の部

標語の応募は、ひとり３点までとする。

用紙は自由サイズ、文字数は３０字以内。住所、氏名、電話番号を明記する。

（４）提出先（事務局）

ア　小学１～３年生の部、小学４～６年生の部、中学生の部

在籍する学校に提出する。

各小中学校及び特別支援学校は、事務局が指定する作品数を応募締切日までに丹波篠山市人権推進課まで提出する。作品数については、別途各小中学校及び特別支援学校へ通知する。

イ　高校生の部、一般の部

電子メールかファックス、郵送、直接にて丹波篠山市人権推進課まで提出する。

郵便番号669-2397

丹波篠山市北新町４１番地 丹波篠山市役所人権推進課 宛
電話番号 079-552-6926（直通）、079-552-1111（代表）
ＦＡＸ 079-554-2332
E-Mail jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

５ 応募締切

令和元年９月２０日（金）午後５時

６ 審査

応募のあった全ての作品に対し、主催者で厳正に審査し、入賞作品を決定する。

７ 入賞者の発表

入賞作品を広報丹波篠山及び丹波篠山市ホームページに掲載すると共に、報道機関へ資料を提供する。

８ 表彰

小学１～３年生の部、小学４～６年生の部、中学生の部、高校生の部及び一般の部の部門ごとに応募のあった作品の中から、最優秀賞１点、優秀賞２点程度を表彰する。第１７回人権フェスタにて表彰状の授与を行う。

最優秀賞・優秀賞には賞状と副賞、応募者全員に参加賞を授与する予定。

９ その他

（１）応募作品は、未発表のものに限る。
（２）応募作品の著作権は、主催者に帰属する。
（３）入賞作品は、主催者が作成する人権啓発資料等に自由に使用できるものとする。その際、小学生、中学生の部及び高校生の部は学校名、学年、氏名が、一般の部は氏名が公表される。

１０ 参考資料

丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例（平成２４年条例第３６号）前文

世界人権宣言において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とされ、また、日本国憲法においても、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」として守られています。

丹波篠山市は、「市民憲章」及び「丹波篠山市自治基本条例」に基づき、人権を尊重し擁護することを推進しています。

また、これまで多くの人々の努力により、人権を大切にするまちづくりに向けた取り組みが行われてきました。

しかし、現状をみるとき、さまざまな人権課題が存在していることも事実です。さらに、社会状況等の変化により、新たな人権問題が生じています。

これからは、市民が自分の人権だけでなく、他人の人権についても深く考え、さらに学び続け、責任のある行動をとることが求められます。

私たちは、命の尊厳や人権が尊重され、すべての人が幸せを実感できるあたたかいまちをつくりあげるため、この条例を制定します。

たんばささやましたんじょう　しせい　　しゅうねんきねん

丹波篠山市誕生・市制２０周年記念

令和元年度 丹波篠山市人権啓発標語応募用紙

（小学1～3年生の部、小学4～6年生の部、中学生の部）

学校名（　　）学校、学年（　　）年、

名前（　　）

応募作品（３０字以内）										

1　応募内容：広く人権尊重を訴えるもので、親しみやすい内容

2　応募資格：丹波篠山市内の小中学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒

3　応募要件：ひとり１点の応募とする。応募作品は、未発表のものに限る。文字数は３０字以内。学校名、学年、氏名を書く。

4　応募締切：**令和元年９月２０日（金曜日）午後５時**

5　審査：応募のあった全ての作品に対し、主催者で厳正に審査し、入賞作品（各部門ごと最優秀賞１点、優秀賞２点程度）を決定する。

6　その他：応募作品の著作権は、主催者に帰属する。入賞作品は、主催者が作成する人権啓発資料等に自由に使用できるものとする。その際、学校名、学年、氏名が公表される。

7　提出先：在籍する学校に提出する。

丹波篠山市誕生・市制２０周年記念

令和元年度 丹波篠山市人権啓発標語応募用紙

（高校生の部、一般の部）

住所		連絡先	（　　）
高校生の部は、学校名（　　）高校、学年（　　）年			
氏名			

応募作品（３０字以内）	1										
	2										
	3										

１　応募内容：広く人権尊重を訴えるもので、親しみやすい内容

２　応募資格

（１）高校生の部：市内に居住する高校生及び市内の高等学校に通学する高校生

（２）一般の部：市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者で上記ア及びイ以外の者

３　応募要件：ひとり３点までとする。文字数は３０字以内。未発表のものに限る。

４　提出先（事務局）

電子メールかファックス、郵送、直接にて丹波篠山市人権推進課まで提出する。

郵便番号669-2397　丹波篠山市北新町４１番地 丹波篠山市役所人権推進課 宛

電話番号 079-552-6926（直通）、079-552-1111（代表）、ＦＡＸ 079-554-2332

E-Mail jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

５　応募締切：**令和元年９月２０日（金）午後５時**

６　審査：応募のあった全ての作品に対し、主催者で厳正に審査し、入賞作品（各部門ごと最優秀賞１点、優秀賞２点程度）を決定する。

７　その他：応募作品の著作権は、主催者に帰属する。入賞作品は、主催者が作成する人権啓発資料等に自由に使用できるものとする。その際、高校生の部は学校名、学年、氏名が、一般の部は氏名が公表される。